

理事長が適当と認める事業対象牛に係る要件と承認申請手続等について

	平成28年	3月25日	付け27	農畜機第5590号	ー2
一部改正	平成28年	5月	9日	付け28	農畜機第752号
一部改正	平成28年	10月	7日	付け28	農畜機第3465号
一部改正	平成28年	10月	21日	付け28	農畜機第3688号
一部改正	平成29年	8月	9日	付け29	農畜機第2698号
一部改正	平成30年	3月	16日	付け29	農畜機第6654号

肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱（平成28年3月25日付け27農畜機第5583号。以下「要綱」という。）第6の10のただし書に規定する「地域の実情等を勘案し、理事長が適当と認める事業対象牛」（以下「理事長が適当と認める事業対象牛」という。）に係る要件と承認申請手続等については、この規程に定めるものとする。

1 定義

この規程における用語の意味は、次のとおりとする。

(1) 一産取り肥育

要綱別表1に規定する肉専用種（以下「肉専用種」という。）又は要綱別表1に規定する交雑種（以下「交雑種」という。）の未經産牛を一産に限り繁殖の用に供した後に肥育する飼養方式をいう。

(2) 早期肥育

要綱別表1に規定する乳用種（以下「乳用種」という。）を飼料費の抑制等を目的に肉質を維持しつつ期間を短縮して肥育する飼養方式をいう。

(3) 地域的な取組

要綱第2の1の(1)に規定する契約生産者（以下「契約生産者」という。）が、3に掲げる地域への貢献を条件として、(1)又は(2)に取り組むことをいう。

2 理事長が適当と認める事業対象牛に係る要件

(1) 理事長が適当と認める事業対象牛の飼養方式（以下「飼養方式」という。）は、一産取り肥育及び早期肥育とする。

(2) 要綱第1に規定する県団体（以下「県団体」という。）による独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）への当該事業対象牛の承認申請を要望する契約生産者は、以下の要件を満たすものとする。

① 一産取り肥育に係る要件

ア (i) 契約生産者が直近1年間の肥育牛の販売実績を有していること
(複数の契約生産者が行う地域的な取組にあっては、1者以上の契約生産者が当該販売実績を有していること)。

(ii) (i) の販売実績を有していない契約生産者(複数の契約生産者が行う地域的な取組にあっては、1者以上の契約生産者が当該販売実績を有している場合を除く。)にあっては、当該契約生産者が直近1年間の肥育牛の飼養実績(要綱第6の4の(2)に規定する個体登録台帳に記載されていない牛であって、肉専用種においては9か月齢以上の雌牛、交雑種においては8か月齢以上の雌牛が累計30頭以上)を有していること(複数の契約生産者が行う地域的な取組にあっては、全ての契約生産者が当該飼養実績を有していること)。

イ (i) 契約生産者が今後1年間の肥育牛の飼養計画又は販売計画を有していること。

(ii) 直近1年間の肥育牛の販売実績を有していない契約生産者にあっては、当該契約生産者が今後3年間の肥育牛の飼養計画又は導入計画を有していること(複数の契約生産者が行う地域的な取組にあっては、全ての契約生産者が当該飼養計画等を有していること)。

ウ 契約生産者が雌牛の全頭を一産取り肥育により肥育すること。ただし、契約生産者の施設の制限等によって、雌牛の全頭を一産取り肥育により肥育することが困難な場合には、この限りではない。

エ 契約生産者が一産取り肥育に係る肥育期間を8か月以上の期間で設定すること。

オ 契約生産者が一産取り肥育に係る販売月齢を満17か月齢以上から満41か月齢未満の間の月齢で設定すること。

② 早期肥育に係る要件

ア 契約生産者が直近1年間の肥育牛の販売実績を有していること(複数の契約生産者が行う地域的な取組にあっては、1者以上の契約生産者が当該販売実績を有していること)。

イ 契約生産者が今後1年間の肥育牛の飼養計画又は販売計画を有していること。

ウ 契約生産者が早期肥育に係る肥育期間を5か月以上の期間で設定すること。

エ 契約生産者が早期肥育に係る販売月齢を満12か月齢以上の月齢で設定すること。

③ その他①及び②に共通する要件

- ア 契約生産者が地域への貢献として、3に掲げる取組の1つ以上を実施すること。
- イ (i) 契約生産者が公的機関等が作成した飼養管理基準又は肥育マニュアル等を有していること。
(ii) (i)の飼養管理基準等を有していない契約生産者にあつては、当該契約生産者が作成した飼養管理基準又は肥育マニュアル等を有していること(複数の契約生産者が行う地域的な取組にあつては、全ての契約生産者が同一の飼養管理基準又は肥育マニュアル等を有していること)。
- ウ 契約生産者が飼養状況(肥育牛の頭数及び品種等をいう。)を県団体に情報提供すること。
- エ 契約生産者が業務対象年間を通じて、地域的な取組を実施する予定であること。
- オ 契約生産者が機構又は県団体による経営状況等の調査に同意していること。
- カ 契約生産者が肉用牛肥育経営緊急支援事業実施要綱(平成23年8月19日付け23農畜機第2228号)に基づき、緊急支援金等の交付を受けた場合には、当該契約生産者が全額返還していること又は返還計画に基づき計画的に返還していること。
- キ 契約生産者が飼養方式に係る基準重量について、肥育牛の販売実績又は平均的な枝肉重量等を勘案した重量で設定すること。
- ク 契約生産者が飼養方式に係る肥育期間及び販売月齢について、設定に係る根拠を有していること。

3 地域への貢献

契約生産者が実施する地域への貢献は、次の取組とする。

- ① 地域の畜産経営の収益性の改善を目的として、地域の農協組織又は地域的な取組を行う契約生産者等が肥育牛の地域ブランドを立ち上げるもの。ただし、原則3戸以上の地域的な取組を行う契約生産者等の参加が見込まれるものに限る。
- ② 地域的な取組を行う契約生産者が、一産取り肥育によって出生した子牛の3割以上を地域の市場等に出荷することにより、地域へもと畜供給を行うもの。
- ③ 地域の肥育技術の向上を目的として、地域的な取組を行う契約生産者が格付成績及び繁殖成績等の技術的な情報を地域の公的機関等へ提供並びに地域の公的機関等の企画する研修や視察の積極的受け入れに協力する

もの。

④ 上記に準じたものであって、その地域への貢献について都道府県畜産主務課の推薦を得たもの。

4 理事長が適当と認める事業対象牛に係る承認申請手続

- (1) 県団体は、理事長が適当と認める事業対象牛の承認申請の要望があった契約生産者が、2の要件を満たしていることをあらかじめ確認の上、要綱第5の3に規定する事業実施計画の作成又は要綱第5の4に規定する事業実施計画の変更併せて機構に承認申請をすることができるものとする。
- (2) 県団体は、承認申請をするに当たっては、契約生産者が行う地域的な取組について、あらかじめ都道府県畜産主務課の推薦を得なければならない。
- (3) 県団体は、承認申請をするに当たって必要があると認めた場合には、契約生産者に対し、必要な事項について調査又は報告を求めることができるものとする。
- (4) 機構は、承認をするに当たって必要があると認めた場合には、県団体に対し、必要な事項について調査又は報告を求めることができるものとする。
- (5) 県団体は、理事長が適当と認める事業対象牛が承認された後において、契約生産者が行う地域的な取組に変更があった場合には、機構及び都道府県畜産主務課に速やかに変更内容を報告するものとする。
- (6) 機構は、理事長が適当と認める事業対象牛を承認した後において、地域的な取組を行う契約生産者が2の要件を満たさなくなった場合には、その承認を取り消すことができるものとする。

5 生産者積立金の納付期限

県団体は、理事長が適当と認める事業対象牛について、要綱第3の1の(1)に規定する契約生産者積立金の納付期限を次に掲げる納付期限の範囲で別に定めるものとする。

- (1) 一産取り肥育に係る納付期限
要綱別表1に規定する黒毛和種の納付期限
- (2) 早期肥育に係る納付期限
乳用種の納付期限

6 登録申込書の提出期限

県団体は、理事長が適当と認める事業対象牛について、要綱第6の4の(1)に規定する登録申込書の提出期限を次に掲げる月齢に達する日で別に定めるものとする。

- (1) 一産取り肥育に係る提出期限

満 1 4 か月齢

(2) 早期肥育に係る提出期限

満 1 2 か月齢から満 1 4 か月齢のいずれかの月齢

7 その他

要綱第 1 に規定する肥育事業者は、理事長が適当と認める事業対象牛の承認申請をする場合には、上記の承認申請手続等に準じて行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 2 8 年熊本地震に伴い市町村（以下「震災対象市町村」という。）から、当該地震等による畜産関連施設（6 次産業化関連施設を除く。以下同じ。）の被害（以下 2 において「被害」という。）を証明する書面の交付を受けた事業対象者が、当該震災対象市町村の区域で肥育を開始し被害の事実が発生した日（平成 2 8 年 4 月 1 4 日以降の日に限る。以下 2 において同じ。）に飼養していた牛（被害の事実が発生した日において、満 1 4 か月齢以上の牛は除く。）及び被害の事実が発生した日から平成 2 8 年 9 月末日までの間に導入する牛について、規程 6 の（1）の規定中「満 1 4 か月齢」とあるのは「満 1 7 か月齢」に、規程 6 の（2）の規定中「満 1 2 か月齢から満 1 4 か月齢のいずれかの月齢」とあるのは「満 1 2 か月齢から満 1 7 か月齢のいずれかの月齢」に読み替えるものとする。
- 3 平成 2 8 年台風第 7 号、第 1 1 号、第 9 号、第 1 0 号及び第 1 6 号による大雨等に伴い市町村（以下「大雨対象市町村」という。）から畜産関連施設の被害（以下 3 及び 4 において「被害」という。）を証明する書面の交付を受けた事業対象者については、当該大雨対象市町村の区域において肥育を開始し、被害の事実が発生した日（平成 2 8 年 8 月 1 6 日（平成 2 8 年台風第 1 6 号による大雨等にあつては平成 2 8 年 9 月 1 7 日）以降の日に限る。ただし、台風第 1 6 号による大雨等にあつては、平成 2 8 年 9 月 1 7 日以降の日に限る。以下 3 及び 4 において同じ。）に飼養していた牛であつて、被害の事実が発生した日から平成 2 8 年 1 2 月末日までに販売する牛（要綱第 6 の 4 の（1）に規定する登録申込書が被害の事実が発生した日までに提出された牛であつて、食肉として販売された牛に限る。）について、規程 2 の（2）の①のエ及び②のウに定める肥育期間は、期間にかかわらず肥育されているものとする。
- 4 大雨対象市町村から被害を証明する書面の交付を受けた事業対象者については、当該大雨対象市町村の区域において肥育を開始し、被害の事実が発生した日に飼養していた牛であつて、被害の事実が発生した日から平成 2 8 年 1 2 月末日までに販売する牛（要綱第 6 の 4 の（1）に規定する登録申込書

が被害の事実が発生した日までに提出された牛であって、食肉として販売された牛に限る。)について、規程2の(2)の①のオの規定中「満17か月齢以上」とあるのは「満12か月齢以上」に読み替えるものとする。

- 5 平成29年の梅雨期(6月7日から7月27日)における豪雨及び暴風雨に伴い市町村(以下「平成29年梅雨期豪雨対象市町村」という。)から畜産関連施設の被害(以下5及び6において「被害」という。)を証明する書面の交付を受けた事業対象者については、当該平成29年梅雨期豪雨対象市町村の区域において肥育を開始し、被害の事実が発生した日(平成29年6月7日以降の日に限る。以下5及び6において同じ。)に飼養していた牛であって、被害の事実が発生した日から平成29年10月末日までに販売する牛(要綱第6の4の(1)に規定する登録申込書が被害の事実が発生した日までに提出された牛であって、食肉として販売された牛に限る。)について、規程2の(2)の①のエ及び②のウに定める肥育期間は、期間にかかわらず肥育されているものとする。
- 6 平成29年梅雨期豪雨対象市町村から被害を証明する書面の交付を受けた事業対象者については、当該平成29年梅雨期豪雨対象市町村の区域において肥育を開始し、被害の事実が発生した日に飼養していた牛であって、被害の事実が発生した日から平成29年10月末日までに販売する牛(要綱第6の4の(1)に規定する登録申込書が被害の事実が発生した日までに提出された牛であって、食肉として販売された牛に限る。)について、規程2の(2)の①のオの規定中「満17か月齢以上」とあるのは「満12か月齢以上」に読み替えるものとする。
- 7 平成29年11月から平成30年3月までの間における数度にわたる大雪に伴い、畜産関連施設の被害(以下7及び8において「平成29年度大雪被害」という。)を証明する書面の交付を当該施設の所在する市町村から受けた事業対象者については、当該市町村の区域において肥育を開始し、平成29年度大雪被害の事実が発生した日(平成29年11月1日以降の日に限る。以下7及び8において同じ。)に飼養していた牛であって、平成29年度大雪被害の事実が発生した日から平成30年3月末日までに販売する牛(要綱第6の4の(1)に規定する登録申込書が平成29年度大雪被害の事実が発生した日までに提出された牛であって、食肉として販売された牛に限る。)について、規程2の(2)の①のエ及び②のウに定める肥育期間は、期間にかかわらず肥育されているものとする。
- 8 平成29年度大雪被害を証明する書面の交付を当該施設の所在する市町村から受けた事業対象者については、当該市町村の区域において肥育を開始し、平成29年度大雪被害の事実が発生した日に飼養していた牛であって、平成

29年度大雪被害の事実が発生した日から平成30年3月末日までに販売する牛（要綱第6の4の（1）に規定する登録申込書が平成29年度大雪被害の事実が発生した日までに提出された牛であって、食肉として販売された牛に限る。）について、規程2の（2）の①のオの規定中「満17か月齢以上」とあるのは「満12か月齢以上」に読み替えるものとする。

附 則（平成28年5月9日付け28農畜機第752号）

この規程の改正は、平成28年5月9日から施行し、平成28年4月14日から適用する。

附 則（平成28年10月7日付け28農畜機第3465号）

この規程の改正は、平成28年10月7日から施行し、平成28年8月16日から適用する。

附 則（平成28年10月21日付け28農畜機第3688号）

この規程の改正は、平成28年10月21日から施行し、平成28年9月17日から適用する。

附 則（平成29年8月9日付け29農畜機第2698号）

この規程の改正は、平成29年8月9日から施行し、平成29年6月7日から適用する。

附 則（平成29年3月16日付け29農畜機第6654号）

この規程の改正は、平成30年3月16日から施行し、平成29年11月1日から適用する。